

# 第109期 中間決算公告

平成28年12月22日

住所 鹿児島市金生町6番6号  
株式会社 鹿児島銀行  
取締役頭取 上村基宏

中間貸借対照表（平成28年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	121,388	預 金	3,502,490
買入金銭債権	7,903	譲渡性預金	161,882
商品有価証券	1,538	コールマネー	284
金銭の信託	14,502	債券貸借取引受入担保金	168,413
有価証券	1,135,964	借用金	90,146
貸出金	2,937,860	外国為替	44
外国為替	4,226	その他負債	16,671
その他資産	5,949	未払法人税等	3,057
有形固定資産	54,239	リース債務	1,674
無形固定資産	3,282	資産除去債務	207
前払年金費用	9,478	その他の負債	11,732
支払承諾見返	22,872	退職給付引当金	1,735
貸倒引当金	△ 42,200	睡眠預金払戻損失引当金	791
		偶発損失引当金	242
		繰延税金負債	3,570
		再評価に係る繰延税金負債	6,956
		支払承諾	22,872
		負債の部合計	3,976,104
		（純資産の部）	
		資 本 金	18,130
		資 本 剰 余 金	11,204
		資 本 準 備 金	11,204
		その他資本剰余金	
		利 益 剰 余 金	218,691
		利 益 準 備 金	18,130
		その他利益剰余金	200,560
		固定資産圧縮積立金	501
		固定資産圧縮特別勘定積立金	60
		別 途 積 立 金	190,000
		繰越利益剰余金	9,998
		自 己 株 式	
		株 主 資 本 合 計	248,026
		その他有価証券評価差額金	37,783
		繰延ヘッジ損益	23
		土地再評価差額金	15,068
		評価・換算差額等合計	52,875
		純資産の部合計	300,901
資産の部合計	4,277,006	負債及び純資産の部合計	4,277,006

中間損益計算書 ( 平成28年4月 1日から  
平成28年9月30日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		36,535
資金運用収益	24,017	
(うち貸出金利息)	( 18,274 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 5,664 )	
役務取引等収益	5,538	
その他業務収益	1,535	
その他経常収益	5,444	
経 常 費 用		27,939
資金調達費用	1,222	
(うち預金利息)	( 377 )	
役務取引等費用	2,341	
その他業務費用	361	
営業経費	18,262	
その他経常費用	5,752	
経 常 利 益		8,595
特 別 損 失		560
税引前中間純利益		8,034
法人税、住民税及び事業税	3,084	
法人税等調整額	△ 681	
法人税等合計		2,402
中間純利益		5,631

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	19年	～	50年
そ の 他	2年	～	20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

## 5. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、要注意先債権に相当する債権において、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産管理部署が査定結果を検証しております。

### (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用      その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異      各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定率法により発生の翌期から損益処理

### (3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

### (4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等の代位弁済に伴い発生する負担金等の支払いに備えるため、将来発生する損失額を見積り計上しております。

## 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 7. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについてヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素等の相関関係を検証しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

## 会計方針の変更

（「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当中間期に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当中間期の経常利益及び税引前中間純利益への影響は軽微であります。

## 追加情報

（「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間期から適用しております。

## 注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 539百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に22,471百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,682百万円、延滞債権額は30,346百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は0百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は47,583百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は81,612百万円であります。  
なお、3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。  
これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,968百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	634,952百万円
------	------------

担保資産に対応する債務

預 金	23,888百万円
-----	-----------

債券貸借取引受入担保金	168,413百万円
-------------	------------

借 用 金	90,000百万円
-------	-----------

上記のほか、為替決済、指定金融機関等の取引の担保として、有価証券18,144百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金及び金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保 証 金	269百万円
-------	--------

金融商品等差入担保金	60百万円
------------	-------

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は718,185百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが707,354百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

ただし、適切な地価公示価格がない場合は同施行令第2条第2号に定める基準地価又は同施行令第2条第4号に定める地価税法に規定する方法により算定した価格に時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 33,183百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は6,390百万円であります。
13. 単体自己資本比率 11.55%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益4,558百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額4,840百万円を含んでおります。
3. 旧本店解体の決議及び地価の下落等により、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額549百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

（単位：百万円）

区分	地域	種類	減損損失	うち	
				土地	建物
営業用資産	鹿児島県内 2か所	土地及び建物	490	22	467
	鹿児島県外 1か所	土地及び建物	37	25	11
遊休資産	鹿児島県内 14か所	土地及び建物	22	20	1
合計	—	—	549	68	480

営業用資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位で行っております。

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額等により測定しており、正味売却価額は、不動産鑑定評価基準等に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

1. 子会社・子法人等株式 (平成28年9月30日現在)

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社・子法人等株式	539	-	-

注 子会社・子法人等株式は、すべて非上場株式であります。

なお、非上場株式は市場価格等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、取得原価をもって中間貸借対照表計上額としております。

2. その他有価証券 (平成28年9月30日現在)

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	60,524	33,467	27,056
	債券	796,960	780,373	16,586
	国債	287,587	279,485	8,101
	地方債	63,925	62,819	1,106
	社債	445,446	438,068	7,378
	その他	219,692	207,013	12,679
	小計	1,077,177	1,020,854	56,323
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	10,807	12,273	△1,466
	債券	10,265	10,368	△102
	国債	5,287	5,385	△97
	地方債	—	—	—
	社債	4,978	4,983	△5
	その他	34,261	35,187	△926
	小計	55,335	57,830	△2,494
合計		1,132,512	1,078,684	53,828

注 市場価格等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等 (中間貸借対照表計上額 2,911百万円) については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券 (時価を把握することが極めて困難なものを除く) のうち、当該有価証券の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあるものを除き、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を損失として処理 (以下、「減損処理」という。) しております。

個々の銘柄の有価証券の時価が、取得原価に比べて30%程度以上下落した場合は回復可能性の判定の対象とし、減損の可否を判断しております。

なお、当中間期末において減損処理を行った銘柄はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	12,176 百万円
減損損失	1,936 百万円
有価証券償却	760 百万円
減価償却	701 百万円
退職給付引当金	527 百万円
その他	<u>1,427 百万円</u>
繰延税金資産小計	17,530 百万円
評価性引当額	<u>△2,963 百万円</u>
繰延税金資産合計	14,567 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△16,044 百万円
前払年金費用	△1,823 百万円
固定資産圧縮積立金	△218 百万円
繰延ヘッジ損益	△10 百万円
その他	<u>△39 百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△18,137 百万円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>△3,570 百万円</u>

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	1,434 円 12 銭
1 株当たりの中間純利益金額	26 円 84 銭